

秋田県知事許可の建設業者の皆様へ（決算・役員関係）

決算報告や役員変更の届出はお済みですか？

～ 忘れずに県に提出してください ～

秋田県建設部建設政策課

● 工事経歴書・財務諸表等

建設業者は、毎事業年度終了後4月以内に「工事経歴書」「貸借対照表」「損益計算書」等を県に提出する必要があります。

また、建設業法で定める様式により適切に作成して提出しなければなりません。

建設業法違反に該当するケース（架空の事例）

- ・ 許可の更新の申請のときに過去5年分の書類をまとめて提出している。
- ・ 建設業の許可のない数十万円程度の建設工事を数多く請け負っているが、これらは全て工事以外の売上高（兼業事業売上高）としている。

● 役員変更

建設業者は、代表者や役員等に変更があったときは、30日以内に県に届け出る必要があります。

また、「懲役」「禁固」「罰金（一部の罪）」の刑（執行猶予を含む。）に処せられたことのある者は、一定期間、建設業者の役員等に就任することはできません。

許可申請や変更届出の書類には役員等の「賞罰」を記載する欄がありますので、必ず刑罰の内容を「賞罰」欄に記載してください。

建設業法違反に該当するケース（架空の事例）

- ・ 取締役として新たに1名就任したが、工事部門に関係ない役員だったため、届出をしなかった。
- ・ 勤務時間外に交通事故を起こし懲役刑に処せられたが、プライベートな事件であり、執行猶予付きであるため、許可申請の際、「賞罰」欄に記載しなかった。

● 違反行為に対する県の対応

届出書の未提出や不備は、建設業法違反として指導・処分の対象となり、特に役員等の「賞罰」の記載漏れは、許可の取消しとなる場合もあります。

【 建設業法に関する問合せ先 】

各種手続窓口：各地域振興局総務企画部総務経理課総務経理班・工事契約班
建設業法全般：建設部建設政策課建設業班（☎018-860-2425）